平成２５年（フ）第１２５１８号
東京都足立区千住元町10―３、住民票上の住所東京都足立区千住寿町16―16
債務者　塚田　康子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　幸明
4　破産債権の届出期間　平成25年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５４９号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1392―１　パークヒル飯山満３棟203号
債務者　相川　英夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　昌裕
4　破産債権の届出期間　平成25年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５７０号
埼玉県さいたま市南区文蔵３丁目16―７
債務者　持田　正明
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　豊
4　破産債権の届出期間　平成25年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２５７１号
埼玉県さいたま市南区文蔵３丁目16―７
債務者　持田美保子（旧姓勝田）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　豊
4　破産債権の届出期間　平成25年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１５１９号
札幌市厚別区厚別中央４条４丁目５番５―201号
債務者　萬田　　仁
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２０号
札幌市厚別区厚別中央４条４丁目５番５―201号
債務者　萬田由利子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９０号
札幌市北区新琴似７条５丁目４番17号　コーポ工藤105号
債務者　澤田　克二
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０７号
北海道北広島市南の里568番地
債務者　村上　美香
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０４６号
札幌市中央区南11条西１丁目５番16―520号
債務者　中鉢　昭義
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０６８号
札幌市中央区南17条西７丁目３番１号
債務者　ＰＡＴＴＥＲＳＯＮ　ＳＥＡＮ　ＭＡＴＴＨＥＷ　ＪＯＳＥＰＨ
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０７１号
札幌市手稲区前田９条14丁目３番８―202号
債務者　佐藤　至弘
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７３号
埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目６番27―203号
債務者　花田　一美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５８０号
埼玉県日高市武蔵台３丁目10番７号
債務者　富井　利久
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５８１号
埼玉県所沢市星の宮１丁目１番14号　東美苑205、前住所埼玉県所沢市大字荒幡672番地タカーラ・ハーヴェスト209
債務者　西口真里亜
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２０号
埼玉県児玉郡神川町大字熊野堂154番地１サンティー神川Ａ―５
債務者　城　　富幸
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１２７号
岐阜県土岐市駄知町378番地
債務者　土屋　晴義
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部